

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

○ 電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十二号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中電波法附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。